

# 7月4日(日)は 東京都議会議員選挙の 投票日です

投票時間  
午前7時～  
午後8時

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 内線3034

投票所には、投票所入場整理券を忘れずにお持ちください。また、投票日当日は指定された投票所以外では投票できません。整理券に記載された投票所を事前にご確認ください。  
※整理券がお手元ない場合は、投票所の係員へお申し出ください。

## 政治家も有権者もルールを守りましょう

### 政治家の寄附は禁止されています

政治家(候補者、候補者となろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の人や団体に寄附を行うことは、政党や親族に対するものなどを除き、時期や理由を問わず、禁止されています。

政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。お中元や病氣お見舞い、地域のイベントへの差し入れ、冠婚葬祭における贈答なども寄附に当たるので、ご注意ください。

### あいさつ状なども禁止です

政治家が選挙区内の方に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつを出すことは禁止されています。

また、政治家や後援団体が選挙区内にある者にあいさつする目的で、新聞・テレビなどで有料広告を出す処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

### 明るい選挙の実現をPRするポスター・習字・標語作品を募集中です

入選者に賞状と記念品を、応募者全員に参加賞を贈呈します。入選作品は、各種事業に活用します。

●**ポスター** 投票参加を呼び掛けるものや、一票の大切さを表すものなど。入選作品は、東京都選挙管理委員会主催の審査会へ出品します。

☎ 市内の小・中学生、高校生(1人1点)  
画用紙の四つ切り(約54.2cm×38.2cm)または八つ切り(約38.2cm×27.1cm)／描画材料は自由／作品の裏面右下に学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入

●**習字** 課題「市民の代表」

☎ 市内の中学生(1人1点)  
習字用半紙(約24.2cm×33.3cm)／楷書体で、作品の左側に学校名・学年・氏名を記入

●**標語** 投票率が低い若年層に向けて投票参加を呼び掛けるものや、一票の大切さを訴えるものなど、明るい選挙推進のための主張を簡潔に言い表したものを。

☎ 在学・在勤を含む中学生以上の市民(1人2点まで)  
応募用紙は自由(はがき可)／住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入

☎ いずれも9月10日(金)(消印有効)までに直接または郵送で「〒181-8555 選挙管理委員会事務局」(第三庁舎)へ

詐欺電話  
撃退!

## 「自動通話録音機」を 無料で貸与します

☎ 安全安心課 ☎ 内線4521

令和2年中の市内での振り込め詐欺などの被害件数は32件、被害総額は6,861万円でした。今年は5月末現在で、20件、3,446万円の被害が発生しています。

手口が巧妙化しており、後を絶たない特殊詐欺被害を防止するため、自動通話録音機を無料で貸し出します。自宅の電話に取り付けることで、着信時に警告メッセージが流れ、応答した時点から自動で録音されますので、未然に被害を防ぐことができます。

☎ おおむね65歳以上の方が居住する市内の100世帯

※三鷹警察署または市からすでに貸与されている世帯を除く。

☎ 7月20日(火)(消印有効)までに申込書(市ホームページ、同課(元気創造プラザ5階)で入手)を直接または往復はがき、ファクス、電子メールで「〒181-0004新川6-37-1安全安心課」・ ☎ 45-1117 ・ ☎ anzen@city.mitaka.lg.jpへ(申込多数の場合は抽選)



「三鷹市は、本気です!」

## 「市民参加でまちづくり協議会」

ボランティアメンバーを **大募集**

☎ 同協議会事務局(企画経営課参加と協働担当) ☎ 内線2105

活動期間は7月～令和5年7月の2年です。

☎ 在学・在勤・在活動を含む18歳以上の市民200人

### 市民参加でまちづくり協議会とは?

まちの声を聴き、まちの声をカタチにするための活動をする協議会です。魅力と活力のある三鷹の未来につながる多くのテーマをさまざまな視点で議論できるよう、七つの部会に分かれて活動します。

- 部会 ① 快適なまちづくり部会(道路・公園・住宅・環境など)
- ② 活力のあるまちづくり部会(産業・観光など)
- ③ 安全なまちづくり部会(防災・防犯・消費者保護など)
- ④ 安心なまちづくり部会(福祉・健康など)
- ⑤ 子どもが輝くまちづくり部会(教育・子育て支援など)
- ⑥ 心ゆたかなまちづくり部会(生涯学習・スポーツ・文化など)
- ⑦ ふれあいのまちづくり部会(コミュニティ・平和・人権・国際化など)

☎ 7月15日(木)までに必要事項(11面参照)・希望する部会(上記参照)を同協議会事務局 ☎ kikaku@city.mitaka.lg.jp または応募フォーム

HP <https://logoform.jp/f/UieGM>(右記二次元コード)へ

※電子メールの場合は、受け取り確認のメールを5日以内に返信します。



## 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

☎ 子育て支援課 ☎ 内線2756

低所得の子育て世帯を対象に、生活支援のための特別給付金を給付します。  
※今年度先行して実施している同給付金の「ひとり親世帯分」と重複して受けることはできません。

### ◆対象児童

平成15年4月2日以降生まれのお子さん(特別児童扶養手当対象の場合は、13年4月2日以降生まれのお子さん)

### ◆給付対象

- 対象児童を養育中で、次のいずれかに該当する方
- ・令和3年度住民税均等割が非課税
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今年1月以降家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった

### ◆給付額

対象児童1人につき5万円

### ◆申請方法

- ・4月分児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、3年度住民税均等割が非課税の方
- 申請は不要です。6月下旬に通知を発送し、7月16日(金)に振り込み予定です。
- ・上記以外の方

→7月上旬に案内を送付します。給付対象者は、申請書(同課 ☎ 内線2756へ郵送を依頼、または市ホームページ(右記二次元コード)で入手)を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)へ。受理後、審査を行い、給付の可否をお知らせします。



## 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金を支給します

☎ 三鷹市社会福祉協議会 ☎ 46-1108(平日午前9時～午後4時)

総合支援資金の再貸し付けをすでに受けた、承認されなかったなど、緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない世帯を対象に申請書を郵送します。

◆**支給額(月額)** 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

◆**支給期間** 申請月から3カ月間

☎ 必要書類を「〒181-0004新川6-37-1三鷹市社会福祉協議会」へ